

常滑市個人用次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代自動車の普及を促進することにより、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの削減を積極的に支援し、環境問題についての意識の高揚を図るため、次世代自動車を購入した者に対し、予算の範囲内において交付する常滑市個人用次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 別表第1に掲げる車両をいう。
- (2) 新車登録 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第8条の規定による新規の登録がされ、又は法第60条の規定により保安基準に適合すると認められることをいう。
- (3) 車両本体価格 付属品、特別仕様、保険、登録等車両本体以外に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（値引価格及び下取価格がある場合は、当該価格を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次世代自動車を自ら使用する目的（リース又はレンタルに係るものを除く。）で購入し、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日（令和5年度にあつては、8月1日）以後に新車登録をした者であつて、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 法第58条第2項の規定に基づき、次世代自動車の自動車検査証に使用者として記載されていること。
- (3) 常滑市に使用の本拠を置いていること。
- (4) 次世代自動車の自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に「自家用」と記載されていること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国等の他機関からの補助金と前項の規定により

算出した額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を上限として交付する。

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(他の補助金との関係)

第5条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日(同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日)までに常滑市個人用次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次世代自動車に係る自動車検査証の写し等(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項に規定する自動車検査証の記載事項を確認できるもの)

(2) 販売店が発行した次世代自動車の車両本体価格を確認できる書類の写し

(3) 申請者が車両代金を支払ったことを確認できる領収書等の写し

(4) 住民票の写し(申請日前1か月以内に発行されたものに限る。)

(5) 常滑市税を完納したことを証明する書類(申請日前1か月以内に発行されたものに限る。)

(6) 誓約書(様式第2号)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出は、生活環境課窓口でのみ先着順に受け付けるものとし、郵送、電子メール等による申請は認めない。また、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、申請の受付を停止する。

3 同一申請者による申請は、1回限りとする。

4 申請者は委任状(様式第3号)を提出することにより、交付申請等の手続きを第三者に委任することができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、常滑市個人用次世代自動車購入費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、申請された内容を不相当と認めたときは、常滑市個人用次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に

常滑市個人用次世代自動車購入費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。
（交付申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに常滑市次世代自動車購入費補助金交付申請取下げ届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けて取得した次世代自動車（以下「取得自動車」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により取得自動車の維持に努めなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けて取得した取得自動車を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ常滑市個人用次世代自動車購入費補助金取得自動車処分承認申請書（様式第8号。以下「処分承認申請書」という。）を提出するものとし、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）取得自動車が天災等により走行不能となった場合
- （2）取得自動車が過失のない事故により走行不能となった場合
- （3）その他市長が特に認める場合

- 3 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、常滑市個人用次世代自動車購入費補助金取得自動車処分承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、その承認に条件を付することができる。

- 4 市長は、前項の規定により取得自動車の処分を承認した場合において、取得自動車に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、別表第3に定める額の返還を命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、常滑市個人用次世代自動車購入費補助金取消通知書（様式第10号）によ

り、交付決定者に通知するものとする。

- （1）第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- （2）偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合におい

て、交付決定者に既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を請求するものとする。

2 前項の決定により、返還請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に返還しなければならない。

(調査)

第13条 市長は、補助事業の適切な実施を図るため、必要に応じて交付決定者に対し運転状況に関する調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定により協力を求められた場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	定義
燃料電池自動車	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする 4 輪以上の自動車で、自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする 4 輪以上の自動車で、自動車検査証において燃料の種類が電気である旨が記載されているものをいう。ただし、総排気量 0.050 リットル以下又は定格出力 0.60 キロワット以下の原動機を有するものを除く。
プラグインハイブリッド自動車	外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する 4 輪以上の自動車で、自動車検査証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1 台につき 30 万円
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	1 台につき 10 万円

別表第3（第10条関係）

新規登録の日からの 経過年数	軽自動車の補助金返還額	普通自動車の補助金返還額
1年未満	補助額全額	補助額全額
1年以上2年未満	補助額に4分の3を乗じて得た額	補助額に6分の5を乗じて得た額
2年以上3年未満	補助額に4分の2を乗じて得た額	補助額に6分の4を乗じて得た額
3年以上4年未満	補助額に4分の1を乗じて得た額	補助額に6分の3を乗じて得た額
4年以上5年未満	補助金の返還を要しない。	補助額に6分の2を乗じて得た額
5年以上6年未満		補助額に6分の1を乗じて得た額

備考 1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。